

平成23年白浜町議会第1回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成23年3月15日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において10時14分開会した。

1. 開 議 平成23年3月15日 10時15分

1. 閉 議 平成23年3月15日 14時20分

1. 散 会 平成23年3月15日 14時20分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	正木	秀男	2番	笠原	恵利子
3番	岡谷	裕計	4番	西尾	智朗
5番	玉置	一	6番	廣畑	敏雄
7番	溝口	耕太郎	8番	水上	久美子
9番	南	勝弥	10番	湯川	秀樹
11番	丸本	安高	12番	長野	莊一
13番	正木	司良	14番	楠本	隆典
15番	辻	成紀	16番	三倉	健嗣

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 林 一 勝 事務係長 井村 和 朗

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 水本 雄三
会計管理者 辻 政信 教育長 清原 武
富田事務所長
兼農林水産課長 冷水 喜久夫 日置川事務所長 吉川 廣

総務課長	小幡	一彰	税務課長	田井	郁也
民生課長	鈴木	泰明	生活環境課長	堀本	栄一
観光課長	津多	哲雄	建設課長	坂本	規生
上下水道課長	佐本	望	地籍調査課長	中戸	和彦
教育委員会					
教育次長	岩上	守	消防長	南	常壽
総務課課長	菊原	博	総務課課長	笠中	康弘
農林水産課課長	鈴木	泰	総務課副課長	濱口	伊佐夫

1. 議事日程

日程第1	報告第3号	専決処分の報告について
日程第2	報告第4号	専決処分の報告について
日程第3	議案第3号	町道路線の認定について
日程第4	議案第4号	土地の貸付について
日程第5	議案第5号	工事請負契約の締結について
日程第6	議案第7号	工事請負契約の一部変更について
日程第7	議案第8号	赤坂会館の指定管理者の指定について
日程第8	議案第9号	富田会館の指定管理者の指定について
日程第9	議案第10号	平会館の指定管理者の指定について
日程第10	議案第11号	芦長集会所の指定管理者の指定について
日程第11	議案第12号	庄川会館の指定管理者の指定について
日程第12	議案第13号	内ノ川ふれあい会館の指定管理者の指定について
日程第13	議案第14号	羽衣会館の指定管理者の指定について
日程第14	議案第15号	保呂集会所の指定管理者の指定について
日程第15	議案第16号	市江区民会館の指定管理者の指定について
日程第16	議案第17号	久木集会所の指定管理者の指定について
日程第17	議案第18号	大集会所の指定管理者の指定について
日程第18	議案第19号	滝区民会館の指定管理者の指定について
日程第19	議案第20号	白浜町臨海駐車場の指定管理者の指定について
日程第20	議案第21号	白浜町立美術館の指定管理者の指定について
日程第21	議案第22号	白浜町日置青年会館の指定管理者の指定について
日程第22	議案第23号	海来館の指定管理者の指定について
日程第23	議案第24号	白浜町国産材需要開発センターの指定管理者の指定について
日程第24	議案第25号	白浜町デイサービスセンターはまゆりの指定管理者の指定について
日程第25	議案第26号	白浜町老人憩の家松湯荘の指定管理者の指定について
日程第26	議案第27号	白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者の指定について

日程第 2 7	議案第 2 8 号	白浜町立保育園条例の一部を改正する条例について
日程第 2 8	議案第 2 9 号	白浜町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 2 9	議案第 3 0 号	白浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 3 0	議案第 3 1 号	白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 3 1	議案第 3 2 号	白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について
日程第 3 2	議案第 3 3 号	白浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3 3	議案第 3 4 号	白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
日程第 3 4	議案第 3 5 号	白浜町会館及び集会所条例の一部を改正する条例について
日程第 3 5	議案第 3 6 号	白浜町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
日程第 3 6	議案第 3 7 号	平成 2 2 年度白浜町一般会計補正予算（第 9 号）議定について
日程第 3 7	議案第 3 8 号	平成 2 2 年度白浜町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）議定について
日程第 3 8	議案第 3 9 号	平成 2 2 年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）議定について
日程第 3 9	議案第 4 0 号	平成 2 2 年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
日程第 4 0	議案第 4 1 号	平成 2 2 年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について
追加日程第 4 1	報告第 5 号	専決処分の報告について
追加日程第 4 2	議案第 5 4 号	工事請負契約の締結について
追加日程第 4 3	議案第 5 5 号	平成 2 2 年度白浜町一般会計補正予算（第 1 0 号）議定について
追加日程第 4 4	議案第 5 6 号	平成 2 2 年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）議定について
追加日程第 4 5	議案第 5 7 号	白浜町教育委員会委員の任命について
追加日程第 4 6	諮問第 1 号	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
追加日程第 4 7	諮問第 2 号	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
追加日程第 4 8	諮問第 3 号	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

1. 会議に付した事件

日程第 1 から追加日程第 4 8

1. 会議の経過

○議 長

みなさん、おはようございます。

開会に先立ち、去る3月11日午後2時46分に発生いたしました国内観測史上最大といわれる東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波により、尊い命を奪われた方々や安否不明の方々は今なお数万人とも言われ、未曾有の地震災害が発生いたしました。

お亡くなりになられた方々やご遺族の皆さまに心よりお悔やみを申し上げる次第であります。当町議会として黙祷を捧げ、哀悼の意を表したいと思っております。

ご起立をお願いします。黙祷。

(黙祷)

○議 長

黙祷を終わります。ご着席ください。

ただいまの黙祷に際しましては、職員の皆さんも一緒に捧げていただきましたので、ご報告申し上げます。

冒頭に町長より追悼のため発言が求められておりますので、これを許可します。

番外 町長 水本君(登壇)

○番 外(町 長)

おはようございます。

先般3月11日14時46分に発生しました東北地方太平洋地震に対し、大変驚愕されたことと存じます。かの地で被災された皆さまには心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々には心からご冥福をお祈りいたします。

白浜町といたしましても、地震発生以来、防災体制をとってまいりました。また、緊急消防援助隊は宮城県に第一陣、1隊5名、活動物資支援隊として、1隊2名。さらに第一陣の交代要員といたしまして、第二陣、5名を派遣いたしております。続いて第三陣、5名。第四陣、5名、第五陣、5名と派遣いたしてまいります。

町は11日から13日にかけて、災害対策本部を中心に不眠不休で防災体制にあたりました。しかし、避難所の開設にあたり、町民の皆さまに対する連絡の不備などの課題も発見されました。今後の教訓としなければならないと思っております。緊急時で忙殺される中とはいえ、地域の方々にご迷惑をおかけしましたことは心からお詫びいたします。

社会情勢、気候変動、地殻変化が非常に激しくなっている21世紀の今日ではございますが、この難局を乗り切るためにもみんなで助け合う町政、みんなで支えあう町政を推進していく所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本庁、富田事務所、日置川事務所におきまして、募金をおこなっておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さらに、果川市よりもお見舞いのメッセージをいただいております。一部をご披露させていただきます。「和歌山県はもちろん、白浜町にも大きな被害が出ていないと聞き、少しは安心しましたが、今後も続いている余震と津波の警報にはまだまだ安心することができず、遠くからではありますが、お見舞いを申し上げたく、お手紙をさせていただきました。果川市としましては、このたびの地震による被害の復旧にお役に立てることがあれば、積極的に支援をさせていただきたく思いますので、お知らせください。」3月14日、果川市長様からいただいております。

○議 長

続いて、当局より、東北地方太平洋沖地震の対応について経過説明がございます。

番外 総務課長 小幡君（登壇）

○番外（総務課長）

東北地方太平洋沖地震の対応について説明をした。

○議長

ただいまから、白浜町議会平成23年第1回定例会第4日目を開会いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

報告を行います。

ただいまの出席議員は16名であります。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

去る3月3日に設置いたしました予算審査特別委員会の委員長に7番 溝口君、副委員長に15番 辻君と決定しましたのでご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

（1）日程第1 報告第3号 専決処分の報告について

○議長

日程第1 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結いたします。

報告第3号は以上で終わります。

（2）日程第2 報告第4号 専決処分の報告について

○議長

日程第2 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第4号は以上で終わります。

(3) 日程第3 議案第3号 町道路線の認定について

○議 長

日程第3 議案第3号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

7番 溝口君

○7 番

1点、確認をさせていただきます。

今回の町道認定はそのとおりでよろしいかと思いますが、これは県当局ともある程度フラワーロードの関係で、すり合わせの話はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外(建設課長)

この件につきましては、県のほうからも来年度から空港側からの工事着手をしたいというお話がきております。県のほうから要請がきているもので、随時打ち合わせをしながら進めていますので、よろしく願いいたします。

○議 長

7番 溝口君

○7 番

そうしましたら、まだ正式には去年でしたかフラワーロードの関係で県当局の主催でありましたけども、才野地区安久川の住民の方を対象にフラワーロードについての計画の話があったと思うんですけども、その後どういうふうになったと、町道の移管ともあわせて、そこらへんを地元地区の皆さんには県からまだご報告をされていないのか。おっしゃられていないとしたら、近々される用意があるのか、その点を町として把握されているのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外(建設課長)

ルート変更の件につきましては、今のところ県から正式な返事はきておりません。

ただ、県のほうも地元の意見を十分聞きながら対応するということになっておりますので、強引に変更を進めていくということではないと思っております。

今後、県から正式に地元や町にその後の経過なり今後の進め方なりのお話が出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長

2番 笠原君

○2 番

認定することに関しては異議はないんですけども、町に移管されて道路の整備等いろいろと問題点が上がっていると思うんですが、そこらへんの状況についてお話をいただきたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

先日の全員協議会でも少し触れさせていただきましたけれども、今回は現状有姿のままでの引取りということで考えておりますので、まず舗装補修とかそういったことも出てくると思います。それから、将来的には大型車両も通行しやすいような線形改良とかになってきたら多額の予算も必要になってくるかと思っておりますけれども、まず今のところ考えておりますのは、大雨時に鴨居側のほうの路面がだいぶ冠水する状態がありますので、そういった補修を来年度少し考えていかなければならないと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第3号は原案のとおり可決されました。

（4）日程第4 議案第4号 土地の貸付について

○議 長

日程第4 議案第4号 土地の貸付についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第5号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第5 議案第5号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第7号 工事請負契約の一部変更について

○議 長

日程第6 議案第7号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第8号 赤坂会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第7 議案第8号 赤坂会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第9号 富田会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第8 議案第9号 富田会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第10号 平会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第9 議案第10号 平会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第11号 芦長集会所の指定管理者の指定について

○議 長

日程第10 議案第11号 芦長集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第12号 庄川会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第11 議案第12号 庄川会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第13号 内ノ川ふれあい会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第12 議案第13号 内ノ川ふれあい会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第13号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第14号 羽衣会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第13 議案第14号 羽衣会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第14号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第15号 保呂集会所の指定管理者の指定について

○議 長

日程第14 議案第15号 保呂集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第15号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第16号 市江区民会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第15 議案第16号 市江区民会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第17号 久木集会所の指定管理者の指定について

○議 長

日程第16 議案第17号 久木集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第17号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第17号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第18号 大集会所の指定管理者の指定について

○議 長

日程第17 議案第18号 大集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第18号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

(18) 日程第18 議案第19号 滝区民会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第18 議案第19号 滝区民会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第19号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

(19) 日程第19 議案第20号 白浜町臨海駐車場の指定管理者の指定について

○議 長

日程第19 議案第20号 白浜町臨海駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

10番 湯川君

○10 番

この納付金の額が1割に相当する額と書いてありますが、どれくらいの額が見込まれるのかわかりましたら。

それと、火災保険の加入ですけれども、これはどこに火災保険をかけるのか、その2点。

○議 長

番外 観光課長 津多君

○番 外(観光課長)

売り上げの10%ということですが、21年度で駐車場の収入が398万3,700円ということで、その1割の39万8,370円を納付いただいております。

それから火災保険につきましては、トイレがありますので、トイレの火災保険料です。

○議 長

1番 正木秀男君

○1 番

今、湯川議員も質問されていたんですけども、この指定管理については異議はないんです。

ただ、今までの会館の指定管理とかの中で管理委託料というのはだいたい無料としているんですけども、臨海の駐車場だけは納付金という標記で、ここだけ納付金というシステムをとっている意味はどうなっているんですか。

○議 長

番外 観光課長 津多君

○番 外(観光課長)

この施設については売り上げが発生いたしますので、売り上げの1割を納入していただくということで納付金となっております。

○議 長

1 番 正木秀男君

○1 番

それでは、ほかの美術館とかいろいろあると思うんですけども、そこらの整合性の中で臨海駐車場だけが納付金とあがっているところ、ほかの管理委託しているところとの整合はどうですか。

○議 長

番外 観光課長 津多君

○番 外（観光課長）

観光課が担当しているもので納付金となっておりますのは、臨海駐車場とリヴァージュスパひきがわです。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第20号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

（20）日程第20 議案第21号 白浜町立美術館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第20 議案第21号 白浜町立美術館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第21号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第21号は原案のとおり可決されました。

(21) 日程第21 議案第22号 白浜町日置青年会館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第21 議案第22号 白浜町日置青年会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第22号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第22号は原案のとおり可決されました。

(22) 日程第22 議案第23号 海来館の指定管理者の指定について

○議 長

日程第22 議案第23号 海来館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第23号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第23号は原案のとおり可決されました。

(23) 日程第23 議案第24号 白浜町国産材需要開発センターの指定管理者の指定について

○議 長

日程第23 議案第24号 白浜町国産材需要開発センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

14番 楠本君

○14 番

3点ほどお伺いいたします。

参考資料にもかかわってくるんですけども、大辺路森林組合という組織はすさみ町とも関係する団体と理解しております。そういう中で、建物自体は旧日置川町の建物ですさみ町には関係なかったのか。町のものか、すさみ町との共有のものなのか、その点についてお伺いいたしたいと思います。

それから、負担割合の部分についてもできたらお伺いしたいと思います。

それと、大辺路森林組合には合併時から補助金を出してありまして、平成22年度の60万円をもって終了したと思うんですけども、次ページの管理委託料の額が予算の範囲内となっておりますけれども、この点についてもどうなっているのかお伺いいたしたいと思います。

○議 長

番外 富田事務所長 冷水君

○番 外(富田事務所長)

ただいま楠本議員から3点についてご質問いただきました。

まず、本日上程しております国産材需要開発センターの建物ですが、昭和60年から64年にかけて和歌山県が西牟婁地域を指定いたしまして、国産材供給体制整備事業という事業のもとで、田辺市から串本町においてそれぞれの市町村で林業に関する事業を展開したわけでございます。

その当時、日置川町としては、国、県の補助金をいただいて国産材需要開発センターの建設にあたりました。かつて日置川町は木材の町ということで、昭和十年代から四十年代前半まで製材業がさかんに行われてきて、林業の町と言われたほどでございました。そういった中で、当初森林組合も木材協同組合も別に事務所を設けておったわけですけども、この補助金をいただいて建設するにあたって、一緒に町から呼びかけをしてこの建物を建設したということでございます。そうした中で、面積的に案分をした中で、町が81.38%、森林組合が12.19%、木材協同組合が6.43%とこうした面積案分でそれぞれ費用を出し合

いながら建設したと。当然建設した後も要る費用分については、この面積案分で持ち合いをしてきたというのが経緯でございます。

森林組合がすさみ町と日置川町が合併して大辺路森林組合という形の中で、たしか平成14年だったと思うんですけども、合併しまして、当時それぞれ日置川町300万、すさみ町300万の運営補助金を出してきておった経過があります。その後平成18年に日置川町が白浜町と合併をした時点で、すさみ町としては運営補助金については、よう出さないという形の中で、日置川町が新白浜町となって150万という運営補助金になって30万ずつ減額して平成23年度でゼロになるということでございます。

現在の委託料ですけども、先ほど申し上げましたように、それぞれの案分した費用として町が81.38%、森林組合が12.19%、木材協同組合が6.43%という中で、町も予算の範囲内で支出しているという現状でございます。

以上です。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

今、所長から回答をいただいたんですけども、平成14年頃に大辺路森林組合がすさみ町と合併して発足したと。やはりこの建物自体がその当時、すさみ町はその大辺路森林組合やけども、建物自体についての部分については80%はそうだけど、あとの補助金については私どもはよう出しませんよと、こういう話を今いただきました。私はほかの集会所と違うのではないかと思います。

そういう意味においては、やはり今後、今すぐとは言いませんけれども、大辺路森林組合のほうへ払い下げをするなり、そういう措置をきちんとやっておくほうがいいのではないかと私は思うんですけども、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 富田事務所長 冷水君

○番 外（富田事務所長）

この建物につきまして、払い下げのことを大辺路森林組合へ2年前からお願いをしておったわけですが、ここの事務長さん、参事にあたる方ですが、その間3人が代わられて、やっと3人目の参事が落ち着いた中で、平成28年に事情が許せば払い下げをお願いできればということで、大辺路森林組合の理事会でそういった統一見解で町のほうへ指定管理の期間延長ということでいただいております。そういうことを受けまして、町としても5年後には払い下げをしていきたいと考えております。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

鋭意交渉をされているということについては、理解いたします。5年後を目途に払い下げをするということについては、一定の理解をするんですけども、ただ、すさみ町にも応分の負担を持ってもらわないと、ひとつの組織として動いているわけです。西牟婁森林組合は別個のものです。大辺路も別個のものですから、そういうことで他団体との齟齬がないようにきちんと今後は対応をしていただきまして、5年後を目途に払い下げをするという交渉を

やっておくほうが町としてもいいのではないかと提言しておきたいと思います。

○議 長
番外 富田事務所長 冷水君

○番 外（富田事務所長）

そういう経過も踏まえまして、大辺路森林組合への運営補助金は22年度の30万円で終わりました、23年度はゼロという形になってございます。

○議 長
14番 楠本君

○14 番

それはわかっているんです。今後5年と言わずこれを目途にきちんと交渉してくださいよということを提言しておきたいと思いますので、そのお答えをいただければ幸いです。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

楠本議員がおっしゃられる提言は非常によく理解できます。その提言を受けまして、検討をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長
1番 正木秀男君

○1 番

浅学で申し訳ございませんけども、今、冷水所長よりるる説明があったんですが、これはまったく無知なもので、この管理地域というのはどれだけの大きさがあるのか。

それと、大辺路森林組合という団体に国産材需要開発センターですか、そこらの歴史がわからないので、まことに申し訳ないんですが、この予算書で委託費80万という計上と、西牟婁森林保全という全体の管理、大辺路と西牟婁。その中で二通り分けて40万と16万とあるんですけども、その80万の開発センターの部分とあと大辺路と西牟婁の部分の案分の部分は開発のほうに入ってくるのか、そこらどうなんですか。

○議 長
番外 富田事務所長 冷水君

○番 外（富田事務所長）

この予算については、西牟婁森林組合には一銭も出しておりません。国産材需要開発センターの管理運営につきましては、先ほど言いましたような案分の率で町も負担をしていると。そういうことを昨年までは、一般会計の中で管理委託費、人件費、清掃委託料、あるいは電気代や汲み取り量、そういった分を二本立てで支出をしておったんですけども、23年度からは一本化したという形の中で、委託料として一本化して支出をするという予算計上をさせていただいているところでございます。

○議 長
1番 正木秀男君

○1 番

この予算審査特別委員会資料の部分、7ページで言っているんです。ここの中で、開発センター80万円計上しているでしょう。こちらに西牟婁と大辺路とある部分を聞いているん

です。

○議 長

予算にかかる質疑ですので、これについては予算審査特別委員会を設置していますので、そちらで質疑をしていただけたらと思います。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第24号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第24号は原案のとおり可決されました。

(24) 日程第24 議案第25号 白浜町デイサービスセンターはまゆうの指定管理者の指定について

○議 長

日程第24 議案第25号 白浜町デイサービスセンターはまゆうの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第25号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第25号は原案のとおり可決されました。

(25) 日程第25 議案第26号 白浜町老人憩の家松湯荘の指定管理者の指定について

○議 長

日程第25 議案第26号 白浜町老人憩の家松湯荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第26号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第26号は原案のとおり可決されました。

(26) 日程第26 議案第27号 白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者の指定について

○議 長

日程第26 議案第27号 白浜町高齢者生活福祉センター夢の里の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

8番 水上君

○8 番

この夢の里なんですが、高齢者の利用のニーズに沿った対応ができていますのかということと、需要と供給はいかがなんでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

ニーズにつきましては、養護老人ホームに入る以前の介護度の付いていない方に入所していただいています。特に一人暮らしの方で、家族と疎遠になっている方、あるいは遠くにおられる方がどうしても施設に入っていないと生活ができないという方に入所をいただいているところです。

現在、20名の定員のところ18名の方が入っておられる状況でございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第27号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第27号は原案のとおり可決されました。

(27) 日程第27 議案第28号 白浜町立保育園条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第27 議案第28号 白浜町立保育園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第28号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第28号は原案のとおり可決されました。

(28) 日程第28 議案第29号 白浜町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第28 議案第29号 白浜町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

3番 岡谷君

○3 番

子ども医療費の支給年齢を満9歳から満10歳に改正をする条例であります。前年の22年に引き続きまして1歳の拡充でございます。この本会議、一般質問でも私は町長に対して公約の重要な課題でもありますし、対象者も一年一年いきますと、大変不利益を被るというような質問をさせていただきまして、やはり町長の公約として子どもを守っていく、支援していくという形での公約でございますので、やはり早急に小学校卒業まで拡充をすることによって質問をさせていただきました経緯がございます。再度、町長に対しまして、今後の子ども医療費の扱いについてご決意をいただきたいと思っております。

また、医療費の拡充でございますけれども、予算額にしましたら小学校を卒業するまでにしたらどれくらいの経費になるのか、それもあわせて説明をお願いします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

ただいま、岡谷議員からご質問をいただきましたことに対してお答えさせていただきます。

小学校4年生まで対象年齢を拡大したことについての理由でございますけれども、子ども医療費の対象年齢の拡大につきましては、私の任期4年間で、中学生まで無料化をはかることを公約として掲げ、就任以来実現に向けて取り組んでいるところでございます。町をとりまく様々な課題を考えるときに、一気に中学生まで対象年齢を引き上げることは非常に困難な状況であると判断し、段階的に拡大していくこととしたところでございます。1年目の昨年は、10月から小学校3年生まで3歳の引き上げを実現することができました。しかし、10月から実施ということもありまして、対象年齢の拡大にともなう影響額がどれほどになるか。また、比較検討できる資料が乏しく、確認できない状況でもございました。そのような中で、新年度予算編成にあたり、小学3年生の子どもさんが4年生になっていったん対象から外れ、その後また対象となる混乱を避けたいという思いから、一学年だけでも拡大することとし、条例の改正と予算案を提出させていただいたわけでございます。

和歌山県下でも、子ども医療費の対象年齢を拡大している市町村も多くあり、また議会の一般質問や議員の多くの皆さま方が対象年齢拡大の意向もありまして、できれば6月の議会で再度小学6年生まで対象年齢を拡大させる条例案を提出させていただきたく、予定しておりますので、どうかよろしくご高配をお願いしたいと思います。

今後、医療費の推移を見守りながらできるだけ早い段階に中学生までの医療費の無料化を実現したいと考えておる次第でございます。

予算額につきましては、担当課からお答えさせていただきます。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

ご質問いただきました、予算額についてどのくらいかということでございますけれども、一学年単位で申しますと、約500万円ということになります。今、町長が申しあげましたように、小学校5年生、6年生まで引き上げるとなりますと、1千万円を見込んでいますとこ

ろでございます。

以上です。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

大変失礼しました。先ほど申しました、以下の分は訂正させていただきます。

できれば6月議会で再度小学6年生まで対象年齢を拡大させる条例を提出させていただく予定でありますの文言は訂正させていただきます。

○議 長

具体的な答弁につきましては、割愛させていただきたいということでございますので、それを踏まえて質疑を続けます。

3番 岡谷君

○3 番

今、町長からも早急性も含めて、子ども医療費の拡充というご意見をいただきまして、私も町長の決意、いつになるかわかりませんが、その思いはしっかりと受け止めますので、今後とも拡充に対してよろしく願いしておきます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

この改正については賛成でございます。

ひとつ意見です。やはり、子どもを育てる子育て支援、いろいろ各地の自治体ではこういう取り組み、12歳までであるとか早い取り組みをされている自治体もございます。今、岡谷議員のほうから今後の考え方をお尋ねしたわけですが、私もいち早く子育て支援の観点からも格差が出ないというか、一学年ごとという説明がございましたけれども、そういう取り組みをご配慮いただきたいと思います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第29号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第29号は原案のとおり可決されました。

て

○議 長

日程第29 議案第30号 白浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

8番 水上君

○8 番

近隣で42万円で対応されているところがあるんですが、白浜町はこのあたり担当課の中で近隣との調整はでなかったんですか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

今、ご質問の件ですけれども、出産一時金につきましては、39万円というところです。ただ、以前にもお諮りさせていただいたとおりなんですけれども、産科医療補償ということがありまして、それが3万円プラスしています。お産のときに掛金として負担をしているという部分で、全国的には国が指導している42万円。白浜町も42万円の内訳的にはそういうところがございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

そしたら、ここの条例の改正案に42万円として、産科医療補償制度の対象とならない分娩である場合は、減額3万円ということではないんですか。同じ解釈なんでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

そういったことも含めて42万円という条例になってございます。いわゆる生まれた時の体重が2,000g以下とか、脳性まひになった場合の掛金でございますので、そういったことも含めまして、国が3万円を上乗せして42万円。3万円は医療機関に入る部分でありまして、直接保護者に入るのは39万円でございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第30号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第30号は原案のとおり可決されました。

(30) 日程第30 議案第31号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第30 議案第31号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

質問をさせていただきます。

この条例の改正により国保税を上げるということになると思いますけれども、今後、一般会計からの繰入がない場合、基金が底をついて一般会計からの繰入を増額しないということが行われた場合、再来年度からの見通しについて。国保税がどうなるのか。来年度はこの議案第31号で上げて、赤字を被保険者の負担増にするということだと思えます。いわゆる24年度からの見通しについて、どうなっていくのか。上げざるを得なくなってくるのか、その辺どうですか。ご答弁お願いします。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

今、丸本議員から一般会計からの繰入がなくなったらどうしていくのかというところがございますけれども、一般質問のときにもお答えさせていただきましたように、今現在、一般会計から国保会計に保険料の負担の軽減をはかるための繰入金合計は、資産割軽減で約200～300万円を一般会計から繰入をしております。

今回、値上げをさせていただきますよう提案をさせていただいておりますけれども、平成24年度のことについてはということになりますけれども、今回、約4%の引き上げをさせていただいておりますけれども、今後、一年間の医療費の動向、また所得の状況、被保険者の状況を見ながら、平成24年度どうしていくかをご協議いただくことになるかと思えますけれども、私どもとしては、できるだけ被保険者の方にご負担のかからないよう、精一杯保険事業を通じまして努力をしていきたいと考えております。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

一般会計からの法定外繰入のことだと思えますけれど、今のご答弁で約200万円入っていると。全員協議会ではゼロと。全員協議会のときにいただいた資料では2,000万円と。これはいったいどれが正解なんですか。

○議 長
番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

全員協議会のときは保険料の負担軽減を全被保険者に対する負担軽減はゼロというところ
でございまして、私ども少し答弁漏れ、提案漏れがありまして、年金暮らしで非課税で65
歳以上のそういった方が資産割を持っているために資産割が多く課税をされている方につい
て、今回約200～300万円の負担軽減を一般会計から繰入をしていただいているという
ところの答弁漏れ、提案漏れがありましたこととお詫び申し上げます。

○議 長
8番 水上君

○8 番

国保ですが、加入者の減と利用者の増加という説明を伺いましたけれども、国民健康保険
事業の例えば予防ですね、そういう事業の成果というか、ここがなかなか顕著に見えてこな
いというか。そこらへんはどうお考えでしょうか。やはりそれによって違ってきます。

○議 長
番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

当然、私どもとしても、健康な体づくり、保健事業の推進につきましては、健康増進係を
中心にして鋭意取り組んでいるところでございますけれども、成果につきましては、なかな
か特効薬がございませんので、私どもとしましては、地道に町民の方々の健康増進に努めて
いただく支援をしていきたいと思っておりますし、当然、流行しておりますインフルエンザ
とかそういったものにつきましても、一般会計のほうから費用を出していただいて、全町民
に対してそういった取り組みをしているところであります。

○議 長
8番 水上君

○8 番

利用者の増加はどこにあるのかという分析などももうできているのかと思いますけれども、
やはりそういう協議の中で事業を進めていただきたいと思います。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。反対討論。
11番 丸本君（登壇）

○11 番

国保条例の改正に反対をさせていただきます。

国保税については、今議会において質問をさせていただきました。今、町民の声は国保税
が高すぎるということでございます。今回の条例改定は、高すぎる国保税をさらに高くし、
暮らしが大変な住民に更なる負担増となつてまいります。国保の財政危機は国庫負担の削減
にあります。可能な限り一般会計から繰入をして住民負担を抑えるべきだと思います。

議案第31号に賛成することは致しかねます。反対でございます。どうか皆さんよろしく
お願いします。

○議 長

続いて賛成討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。

議案第31号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第31号は原案のとおり可決されました。

(31) 日程第31 議案第32号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第31 議案第32号 白浜町各種基金条例の一部を改正する条例についてを議題と
いたします。

本案に対する質疑を行います。

○議 長

10番 湯川君

○10 番

この基金は名称が公共施設整備基金ということでございますが、この基金では清掃センタ
ーごみ焼却場跡地利用並びにその周辺の整備だけのためにこの基金が使われるのか。ほかの
公共に類する椿の最終処分場とか日置の施設とかありますけれども、そういうところにも何
かあったときにはそのお金が使えるんですか、使えないんですか。

○議 長

番外 生活環境課長 堀本君

○番 外(生活環境課長)

現在のところ、この公共施設の部分につきましては、清掃センターの部分というように考
えております。

○議 長

10番 湯川君

○10 番

そこは弾力的に使える余地も残すべきではないかと私は思うんですが、どう思われますか。

○議 長

その見解について。

番外 生活環境課長 堀本君

○番 外(生活環境課長)

ほかの部分については、やはりそれまでのいきさつとかいろんな部分があるかと思いま

ので、今回はこの部分ということで限定をさせていただきたいと。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

確認のためにお伺いいたします。

84ページの参考資料に新旧対照表が載っております。今、生活環境課長から清掃センターごみ焼却場の土地及び公共施設用地の利活用ということの説明がございました。湯川議員の質問にも関連するわけなんですけども、公共の施設整備基金という以外にこれを設けるといことになれば、一覧表ですね、改正後というのは基金の色分けをはっきりとしておかないと後々問題が出てくるのではないかという気がいたします。そういう意味においては、生活環境課長が言われたように、跡地利用も含めて、期限後の跡地利用、そういうことも踏まえての話と聞いてございますけれども、また、その年限が切れた場合、ひとつひとつ、例えば日置の処分場や椿の処分場の跡地とかそういう部分では、今後こういう跡地利用に絡んだ基金を将来どのようにしていくのか。その将来見通しについてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 堀本君

○番外 (生活環境課長)

ほかの部分については考えていかなければならないと思っています。

○議 長

13番 正木司良君

○13 番

84ページの参考資料を見せていただいているんですけども、この中には特定の地域を指定した基金づくりというのが見当たらないように思うわけです。そうする中で、日置川地域の振興、清掃センターごみ焼却場というように、特定の地域を指定した場合、これからいろんな地域で要望があった場合、例えば椿地区、瀬戸地区、綱不知地区、日置のどこどこ地区と、いろんな地域を対象にした基金ということも出てくる可能性もあるのではないかと思います。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番外 (総務課長)

今回につきましては、清掃センターについての跡地利用ということでの基金の計画をしているところです。今後、やはり議員のご指摘がありましたように、日置川、他の公共施設そういうものにつきましては、検討をしていく必要があると生活環境課長も回答しておりますように、そういう形で今後公共的な施設について、特に町民全員にいろいろな形での公共的な施設については十分検討していきたいと考えます。

○議 長

9番 南君

○9 番

今はこれといった計画はないけども、具体的に言ったら保呂地区の地元振興策のひとつと、そう受けとったらよろしいのですか。

○議 長
番外 生活環境課長 堀本君

○番外 (生活環境課長)

建設当時にこういうふうに町との約束の中で、まだ具体的な部分が見えていないということでございます。そういう中で、将来的なことも含めまして基金として進めていきたいと考えております。

○議 長
10番 湯川君

○10番

周辺環境の整備ですけれども、これは周辺といえは内ノ川地区も周辺に入るんですか。どの周辺までの範囲を考えているんですか。保呂地区だけの周辺か。内ノ川地区は周辺でないのか、そこらどうですか。

○議 長
番外 生活環境課長 堀本君

○番外 (生活環境課長)

この部分については、清掃センターということになっております。設置地区は保呂区なので、そういう意味で保呂、内ノ川という分け方ではなく、清掃センターの敷地内ということでございます。

○議 長
7番 溝口君

○7番

1点、当該地区の保呂地域への地域の振興策かという発言があつて当局が認めたような、認めてないようなものですが、ここでははっきりさせていただきたいと思ひます。

これはあくまで私個人の意見ですが、地域の振興策ではなくて、公共施設が、清掃センターがもしなくなった後の跡地利用という形になりますので、特定の地域だけの振興策ではないと思ひます。そこらへんの町の見解をはっきりしておいていただかないと、この基金は後々の保呂地区の振興策のために準備基金を設立したという解釈を広く町民に誤解を与えるようになりますので、そこらへん、再度町の見解をいただきたいと思ひます。

○議 長
番外 町長 水本君

○番外 (町長)

今、溝口議員がおっしゃつたとおりだと私も認識しております。15年という延長の協議をいただきましたけれども、いずれ最終的には清掃センターというのは取り壊していくわけでございます、跡地利用に対してどうしていくかというのがその後の課題となってきますから。15年でいきましたら30年にわたつた清掃センターの跡地利用についてどういうふうなどのような展開をしていくかというために、基金を積み立てさせていただきたいと思ひております。

○議 長
7番 溝口君

○7番

再度確認であります、やはりこの町全体の清掃センターでありますので、それがもしなくなつた後は広く白浜町民全体として施設の跡地利用という形になりますので、あくまでも特定地域のためだけの振興策ではないと思います。その点だけ認識していただきたい。将来のことですけれども、今から基本的な構想を年次年次立てていって、その時がきたならばという形で、今後の考えを構築していただきたいと思います。

○議 長

13番 正木司良君

○13 番

跡地をいかに活用し整備するかという基金であれば、それは当然私も賛成をいたします。当然のことだと思います。

ただ、その基金の目標額とか具体的に金額まで考えられているんですか。

○議 長

番外 生活環境課長 堀本君

○番 外（生活環境課長）

全員協議会の資料にも出ていたかと思うんですけども、積立金額につきましては、約5億円を考えています。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

参考資料84ページの最後の公共施設整備基金という項目の中で、清掃センターごみ焼却場跡地及び公共施設用地の利活用となっておりますが、この公共用地の枠組みというんですか、これは先ほど生活環境課長がおっしゃっていたように、あそこの焼却場の跡だけのことですか。それとも、焼却場横に広がる今、現実にミニサッカー場に1千万ちよつとの予算で改修されていますけれども、そこも含むのでしょうか。もし、そこを含むとすれば、あそこの利活用が基金が積み上がった時点でしか手を入れないんでしょうか。それとも、再々その場所のあたりにいろんな今はサッカー場をやっていますけれども、いろんな空き地を利活用したいということであれば、基金が積み上がる前にまた、基金以外の一般会計から出して、そういうふうに行っていく可能性もあるのでしょうか。そのあたりちょっと伺いたいのですが。

○議 長

番外 生活環境課長 堀本君

○番 外（生活環境課長）

敷地の部分は今おっしゃられましたサッカー場の部分のところもありますし、リサイクルプラザの部分もございます。そういう部分を含めてのことです。

それと、基金が積み上がったという部分があるんですけども、その部分については、広域との絡みもあり、広域が進めば当然早くなるというのがありますし、その辺も含めてまだその部分の状況に合わせて積立金の部分も考えていかなければならないと思っております。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

それで利活用する公共施設用地にこういうものがほしいという切迫した事情がきたときに

は、基金を取り崩して、積み上がるまでにそれを切り崩してそこに充てるのか。それは基金として積み上げながら、一般会計でやるんですよということになりかねないんですけども、そのあたりは取り越し苦労かもわかりませんが、そういう基金の扱いはどう考えておられますか。

○議 長

番外 生活環境課長 堀本君

○番 外（生活環境課長）

その部分が今のこの積立の5億円で足りるのか、足りないかということもあるかと思えます。そういう部分も含めてとりあえず15年後を見据えて、その財源という部分に積んでいくという考え方でございます。

○議 長

あくまでもこの条例につきましては、清掃センターのごみ焼却場跡地利用についての基金造成をしようという形のものでございますので、それに関連する予算が出ましたら、またご質問をいただきたいと思えます。

5番 玉置君

○5 番

基金の取り扱いとしてお聞きしたいんです。今はサッカー場は一般会計から出ました。これこれでもいいんです。しかし、これ以外のところでいろんな要望があったときに、この基金、2年したら7千万円貯まりますよね。それを崩してやるんだよとか、そういった基金の取り扱いをどのように考えておられるんですか。5億積み上がるまで待ってよ、その間は一般会計から出すんやということになしに、取り崩しも考えておられるのかということをお聞きしたいんです。

○議 長

番外 総務課長 小幡君

○番 外（総務課長）

今回、清掃センターにつきましては、長寿命化事業計画も含めまして地元保呂区との同意の中で15年との長期の延長をいただいております。町といたしましても、15年間を町民に安全、安心にというところでの施設運営を考えておりますので、玉置議員からありました途中での基金取り崩し等はまったく考えていない状態です。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第32号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第32号は原案のとおり可決されました。

(32) 日程第32 議案第33号 白浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第32 議案第33号 白浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第33号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第33号は原案のとおり可決されました。

(33) 日程第33 議案第34号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第33 議案第34号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第34号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第34号は原案のとおり可決されました。

(34) 日程第34 議案第35号 白浜町会館及び集会所条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第34 議案第35号 白浜町会館及び集会所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第35号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

(35) 日程第35 議案第36号 白浜町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第35 議案第36号 白浜町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第36号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第36号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 11時29分 再開 13時30分)

○議 長

再開します。

引き続き審議を行います。

(36) 日程第36 議案第37号 平成22年度白浜町一般会計補正予算(第9号)議定
について

○議 長

日程第36 議案第37号 平成22年度白浜町一般会計補正予算(第9号)議定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

16番 三倉君

○16 番

補正予算書13ページ、衛生費、保健衛生費、負担金の公立紀南病院組合の負担金という形で2,382万2千円あがっているんですけども、22年度全体としたらどれくらいの金額が負担金としてあがった形になっているのでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

紀南病院に対する負担金なんですけども、今細かい数字はないのですが、約1億2千万円です。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

同じく13ページ、衛生費、予防費の予防接種委託料が減額になっているんですけども、12月議会でヒブワクチンとブドウ球菌等の予算があがったと思うんですけども、今現在、新聞などの報道で事故があったりですけれども、白浜町の状態はどうでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

12月議会で小児用の肺炎球菌とヒブワクチン、子宮頸がんのワクチンの3つを補正予算をお願いをして可決をいただいたところなんですけども、今現状では、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種した後詳しい分析は厚生労働省でしておりますけれども、同日接種をしたために亡くなられた子どもさんが5人、今のところ報告が寄せられておるということであつたので、現在、厚生労働省から通知がきまして、接種については3月いっぱいは見合わせをしているところでございます。

また、子宮頸がんのワクチンにつきましても可決をいただいて2月9日から実施をしているところなんですけども、これは全国的にしておりますので、ワクチンの供給量が足りませんので、各医療機関につきましては、メーカーから入り次第、予約の受付をしているところもありますけれども、入るのはいつごろかと言われますと、だいたい7月頃と聞いております。ただ、今現在、高校1年生につきましては、3月31日までに接種を1回しないと補助対象になりませんということ国の方からは言われておりましたけれども、これにつきましても、厚労省は当分の間延期を見合わすと。4月に入ってからでも接種をしたら市町村の補助対象になりますという通知をいただいているところです。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

そしたら白浜町でその後予算がついて、ヒブワクチン、肺炎のブドウ球菌のワクチンの2種について接種をしたということは実際あるんですか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

件数はわかりませんが、健康増進係へ通知がきているのは詳しくはわかりませんが、打つたというのは事実であります。

○議 長

13番 正木司良君

○13 番

同じく13ページの労働費ですけども、臨時職員の賃金が250万円減額になっているわけですが。これは緊急雇用という建前の中で、雇用する人数を少なくされたのか、途中で辞めていただいたのか。それであればどうして辞めていただいたのかとかそこの理由について。

○議 長

番外 観光課長 津多君

○番 外（観光課長）

緊急雇用の賃金の減額ですが、これにつきましては当初予定していた年間の雇用数が14名ということで、この14名の方については計画どおりお雇いいたしましたが、途中で3名の方が辞められて、その期間の補充に数ヶ月かかったこともありまして、その点で不用額が出たということです。当初どおりの雇用はしております。

○議 長

13番 正木司良君

○13 番

その3名の方は自主退職という形で辞められたのですか。

○議 長

番外 観光課長 津多君

○番 外（観光課長）

緊急雇用につきましては、雇い方は次の雇用までの一時的に雇うと、短期間の雇用で次の就職が見つかる期間までの雇用なので、その方につきましては、自分で辞められたということです。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

先ほど再質問がないかということで、手を挙げんとすみません。

前々から議長はじめ皆さん紀南病院組合の会議のときにやはり赤字があることについて、再三そういう話をされていると聞くんですけども、またこの間の話の中でも累積赤字が増えたということも聞きますし、議長は再三にあたり、公認会計士を入れなあかんという話をされているわけですけども、今度も先の議員懇談会の中で、議長、副議長が議会の代表としていかれる中で、議会の中でこうであるということも申し述べていただきたいと思います。

(休憩 13時37分 再開 13時38分)

○議 長

14番 楠本君

○14 番

14ページ、観光総務費のリヴァージュスパひきがわの分でお伺いいたします。

この分につきましては、次の議案第40号と関連するわけなんですけども、総務課長から15年から20年の不足分という話を私はメモしているんですか、これは具体的にどういうことで795万3千円があがっていることについてご説明をいただきたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 津多君

○番 外（観光課長）

これにつきましては、22年の9月議会におきましてリヴァージュスパひきがわの指定管理者の一部変更ということでご承認いただいたことです。要するに期間延長にともなう納付金の減額の変更によるものでございます。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

14ページ、農業振興費で果樹産地づくり総合支援事業補助金として、先般の説明では国、県からの支給で100%、反あたり2万円ということだったんですか、それからしたら2町少しの面積になるかと思うんですけども、産地づくりの産地のものというのはどういうものなんでしょうか。

○議 長
番外 富田事務所長 冷水君

○番 外（富田事務所長）
果樹ですから、ウメ、ミカンです。

○議 長
16番 三倉君

○16 番
この補助というのはどういう形の使われ方なのか、わかっていたら。

○議 長
番外 富田事務所長 冷水君

○番 外（富田事務所長）
今回対象になった方は3軒ございまして、特に日置の国営パイロット事業に参入されている方でございます。属地主義でございますので、田辺市であったりすさみ町のそういった方も対象となっております。

○議 長
16番 三倉君

○16 番
ということは、今の答弁からすると、住民票を白浜町に置いていなくても3軒の方に補助という解釈なんでしょうけども、もらった後の使い道というのは規制はないんでしょうか。どういう格好で使えとかということなんですけども。

○議 長
番外 富田事務所長 冷水君

○番 外（富田事務所長）
この補助金の性格は耕作放棄地をつくらないという形で果樹産地の維持発展させるという形の中で、遊休農地の解消と農地の流動化の促進を図るという目的をもって補助金が出されております。

○議 長
16番 三倉君

○16 番
国からですからありがたいことなんですけども、この場合でしたら100%で40万7千円なんですけども、そういう形で申請を出せば、反当り2万円のお金が下りてくると解釈したらよろしいのですか。

○議 長
番外 富田事務所長 冷水君

○番 外（富田事務所長）
はい、そういう形になろうかと思えます。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第37号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

(37) 日程第37 議案第38号 平成22年度白浜町老人保健特別会計補正予算(第2号) 議定について

○議 長

日程第37 議案第38号 平成22年度白浜町老人保健特別会計補正予算(第2号) 議定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第38号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり可決されました。

(38) 日程第38 議案第39号 平成22年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第4号) 議定について

○議 長

日程第38 議案第39号 平成22年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第4号) 議定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第39号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

(39) 日程第39 議案第40号 平成22年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第39 議案第40号 平成22年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第40号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

(40) 日程第40 議案第41号 平成22年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 議定について

○議 長

日程第40 議案第41号 平成22年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第41号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

資料を配付して下さい。

（資料配付）

○議 長

配付漏れはございませんか。

ただいま当局より、追加議案として、報告第5号と議案第54号から議案第57号の3件、
諮問第1号から諮問第3号の3件が提出されました。

これを日程に追加し議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、報告第5号と議案第54号から議案第57号及び諮問第1号から諮問第3号を日
程に追加して議題をすることといたします。

(41)	追加日程第41	報告第5号	専決処分の報告について
	追加日程第42	議案第54号	工事請負契約の締結について
	追加日程第43	議案第55号	平成22年度白浜町一般会計補正予算（第10号） 議定について
	追加日程第44	議案第56号	平成22年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）議定について

○議 長

追加日程第41 報告第5号から追加日程第44 議案第56号までの4件を一括議題と

します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

番外 町長 水本君（登壇）

○番外（町長）

本日、新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分の報告につきましては、公用車で発生した人身事故に対する損害の賠償について専決処分したので、これを報告するものでございます。

議案第54号 工事請負契約の締結につきましては、富田中学校耐震改修等工事に係る工事請負契約を締結したいので、提案するものでございます。

議案第55号 平成22年度白浜町一般会計補正予算（第10号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に21,656千円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億28,281千円と決めました。

議案第56号 平成22年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、51,628千円を追加し、歳入歳出予算総額を5億81,532千円と決めました。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

補足説明を許可します。

○議長

番外 総務課長 小幡君（登壇）

○番外（総務課長）

報告第5号 専決処分の報告について、議案書（P.113～116）に基づき、説明した。

○議長

番外 教育次長 岩上君（登壇）

○番外（教育次長）

議案第54号 工事請負契約の締結について、議案書（P.117～120）に基づき、説明した。

○議長

番外 総務課長 小幡君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第55号 平成22年度白浜町一般会計補正予算（第10号）議定について、議案書（P.121）に基づき、説明した。

○議長

番外 民生課長 鈴木君（登壇）

○番外（民生課長）

議案第56号 平成22年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について、議案書（P.122）に基づき、説明した。

○議長

補足説明が終わりました。

これより審議に入ります。

○議 長

追加日程第4 1 報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第5号は以上で終わります。

追加日程第4 2 議案第5 4号 工事請負契約の締結について質疑を行います。

9番 南君

○9 番

お聞きいたします。

指名業者5社ということなんですけども、富田幼稚園のときの入札の同じ業者さんなのでしょうか。

それともう1点、今後もだいたい5社の間でやっていく予定なんですか。その点、お聞きしたいんですけども。

○議 長

番外 教育次長 岩上君

○番 外(教育次長)

富田幼稚園と同じでございます。

○議 長

9番 南君

○9 番

そしたら、これ以外でも当分の間はだいたい5社の中で指名競争入札をやっていく予定でしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外(建設課長)

町内業者でということ、今後とも5社でやっていく予定ですけども、ただ、金額の大きさによりまして、特定の技術者が必要になってくる場合がございますので、その技術者の数がない業者については、1つ取って、もし専属でつくようになれば、次の指名を外れる場合も出てくるかと思えます。

○議 長

9番 南君

○9 番

2ページで説明をいただきたいんですけども、ブレースとかスリットとかどういうものな

んでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 岩上君

○番 外（教育次長）

ブレースというのは、筋かいです。スリットというのは地震が来たらセメントに隙間をあけるといいますか、そういう部分です。

○議 長

1 番 正木秀男君

○1 番

こういう施設は特に何をおいてもしていただきたいのが第1点。

それと工期の中で、契約は3月3日にして、工期は3月31日。今日は15日でしょう、あと2週間くらいでできるんですか。

それと、落札率ほどのくらいですか。

○議 長

番外 教育次長 岩上君

○番 外（教育次長）

今回、先ほどの補正予算の中でもお願いしているとおりに、繰越明許ということになってございまして、3月31日の日程でございますけれども、これにつきましては工期変更をしていくということでございます。

それから、落札率でございますけれども96.9%でございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第54号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第54号は原案のとおり可決されました。

追加日程第43 議案第55号 平成22年度白浜町一般会計補正予算（第10号）議定について質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第55号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第55号は原案のとおり可決されました。

追加日程第44 議案第56号 平成22年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) 議定について質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第56号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第56号は原案のとおり可決されました。

(42) 追加日程第45 議案第57号 白浜町教育委員会委員の任命について

○議 長

追加日程第45 議案第57号 白浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

番外 町長 水本君 (登壇)

○番外(町長)

本日、新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第57号 白浜町教育委員会委員の任命につきまして、下記の者を白浜町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

住所 白浜町田野井679番地 氏名 尾崎 恵 生年月日 昭和23年12月28日
職業 無職でございます。

また、平成23年4月19日をもって白浜町教育委員会委員の任期が満了することに伴い、新たに白浜町教育委員会委員を任命するものであり、任期は平成23年4月20日から4年間となります。経歴等につきましては省略させていただきます。

尾崎氏は教育委員会委員として適任者であり、教育行政並びに町政の振興にご尽力を賜りたく存じますので、任命につきましてご同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、124ページの参考資料につきまして、平成7年4月 日置川町立日置中学校教頭となつてございますが、日置川町立日置小学校教頭に訂正をお願いいたします。

失礼いたしました。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第57号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第57号は原案のとおり可決されました。

(43) 追加日程第46 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

追加日程第47 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

追加日程第48 諮問第3号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議 長

追加日程第46 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、並びに追加日程第47 諮問第2号 追加日程第48 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 水本君(登壇)

○番外(町長)

本日、新たにご審議をお願い致します案件の提案理由について、ご説明を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所 白浜町玉伝331番地 氏名 植田 泰子 生年月日 昭和24年9月9日 職業 無職でございます。

植田 泰子氏は、平成23年6月30日を以って任期が満了することになりますが、引き続きご尽力を頂きたいと考えてございます。次のページ参考資料の経歴等につきましては、ご参照をお願いいたします。どうぞ、よろしくお願い致します。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所 白浜町日置144番地の1 氏名 木下 貞子 生年月日 昭和16年3月19日 職業 無職でございます。

木下 貞子氏は、平成23年6月30日を以って任期が満了することになりますが、引き続きご尽力を頂きたいと考えてございます。次のページ参考資料の経歴等につきましては、ご参照をお願いいたします。どうぞ、よろしくお願い致します。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所 白浜町安居633番地の1 氏名 玉置 悦子 生年月日 昭和24年3月10日 職業 無職でございます。

現在任期中の根木 佳也子氏が、平成23年6月30日をもって勇退されますので、玉置 悦子氏にご尽力をいただきたいと考えているものでございます。次のページ参考資料の経歴等につきましては、ご参照をお願いいたします。どうぞ、よろしくお願い致します。

○議 長

以上、諮問第1号から諮問第3号の一括提案がございました。

3件に対する質疑を一括して行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。諮問第1号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

諮問第1号は原案のとおり適任と認めることについて異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は適任と認めることに決定いたしました。

諮問第2号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

諮問第2号は原案のとおり適任と認めることについて異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、諮問第2号は適任と認めることに決定いたしました。

諮問第3号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

諮問第3号は原案のとおり適任と認めることについて異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、諮問第3号は適任と認めることに決定いたしました

お諮りします。

本日はこれをもって散会し、次回は3月22日定刻に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

次回は3月22日火曜日定刻に再開いたします。

なお、明日から予算審査特別委員会が開催されますので、よろしくお願ひします。

また、開会時間は午前9時30分からとなっていますので、間違いのないようお願いいたします。

本日はたいへんご苦勞さまでした。

議長 西尾 智朗は、14時20分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 23 年 3 月 15 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員